

集中改革プランおよび18年指針の取組状況(概要)

集中改革プランの公表状況

・全17市町において策定、公表済み(平成21年4月1日時点)

【参考:全国市区町村:1,778団体(全団体)で策定、公表済み(平成21年10月1日現在:公表率100%)】

	集中改革プランにおける取組目標	17~20年度の取組実績
定員管理の取組み	○H17.4.1~22.4.1における純減率(H21.8.1取りまとめ) 【県内市町】 【地方公共団体全体】 全体▲6.4% 市▲8.4% 都道府県▲4.5% 町▲8.3% 政令指定都市▲9.4% 合計▲8.4% 市区町村▲8.6%	○H17.4.1~H21.4.1における純減実績(速報値) 【県内市町】 【地方公共団体全体】 全体▲6.2% 市▲9.9% 都道府県▲4.2% 町▲9.6% 政令指定都市▲8.7% 合計▲9.8% 市区町村▲8.3%
給与の適正化	1 給与構造改革の着実な実施 2 技能労務職員等の給与等の見直し 3 特殊勤務手当の見直し 4 給与情報等の公表 5 特別職の退職手当の見直し	1 17団体(全団体)において実施済み(H21.4.1時点) 2 17団体(全団体)において実施済み(H21.7.1時点) 3 13団体において144手当を見直し(H17.4.1~H21.3.31) 4 17団体(全団体)において実施済み(H21.4.1時点) 5 17団体(全団体)において実施済み(H21.4.1時点)
民間委託の推進	○全団体において、指定管理者制度を積極的に導入。導入に併せ、外郭団体等の組織のあり方を検討 ○指定管理者制度未導入施設については、廃止、民間譲渡、指定管理者制度導入等、施設のあり方を検討 ○定型的業務や現業業務に加え、バックオフィス業務についても民間委託するなど、民間委託の業務範囲を拡大	○全団体において施設のあり方を検討し、指定管理者制度を導入済み ・導入施設数(平成21年4月1日時点) 714施設／2,491施設(導入率28.7%) 【参考:都道府県59.4%、指定都市49.1%】 ○民間委託実施団体比率 (例)案内・受付 H16年度末:5.9% → H21年4月:23.5% 公用車運転 H16年度末:35.3% → H21年4月:52.9% 学校給食(調理) H16年度末:29.4% → H21年4月:41.2% 学校用務員事務 H16年度末:35.3% → H21年4月:41.2%
事務事業の再編・整理	○事務事業の必要性等に関する仕分けや、行政評価、外部意見を取り入れる仕組みを活用し、事務事業の再編・整理を実施	○事務事業評価等の導入・実施および予算編成における反映 ・事務事業の必要性等に関する見直しを行い、事務事業や一般補助金等の廃止、縮減を推進

	集中改革プランにおける取組目標	17~20年度の取組実績
随意契約の見直し	○地方公共団体と第三セクター等との随意契約の見直しについては、住民の目線に立って厳格かつ徹底的な見直しを行い、その適正化に取り組む。	○随意契約の見直しの取組状況 【県内市町】 【地方公共団体全体】 ・見直し済み 13団体 1,369団体 ・見直し中 2団体 149団体 ・見直し予定 2団体 110団体
福利厚生事業の見直し	○住民の理解が得られるものとなるよう、職員互助会への補助について見直しを図ること。	○個人給付事業など各種の福利厚生事業の見直しを実施 ○職員互助会への補助金の状況 16年度決算 20年度予算 (対16年度決算比) 県内市町計 159,147千円 51,320千円 (▲67.8%) 全国市町村計 359億円 112億円 (▲68.8%)
市場化テストの推進	○地方公共団体の公共サービスについて、公共サービスの質の維持向上および経費の削減の観点から、市場化テストの積極的な活用を図ること。	○市場化テスト実施状況 ・市場化テスト導入団体 なし ・市場化テスト導入検討団体 3団体
公会計改革	○貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備が標準形 ○取組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は平成21年秋までに、取組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は平成23年秋までに、4表を整備または4表作成に必要な情報を開示	○普通会計バランスシートおよび行政コスト計算書の作成状況 ・平成18年度版 普通会計バランスシート 8団体 ・平成18年度版 行政コスト計算書 7団体 ○平成18年度版普通会計資金収支計算書の作成状況 1団体 ○平成18年度版普通会計純資産変動計算書の作成状況 なし
監査委員の外部登用および外部監査の実施拡大	○当該地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選任は、特にその必要がある場合以外には行わないこととし、地方公共団体外部の人材を登用することが原則 ○外部監査制度の有効活用や都道府県、指定都市および中核市以外における実施の拡大	○OB委員の数(H21.4.1現在) 県内市町計 40人中 4人 (10.0%) 全国市区町村計 3,946人中 554人 (14.1%) ○外部監査導入団体(H20.4.1現在) (都道府県、指定都市、中核市以外) ・包括外部監査導入団体数 県内市町 導入団体なし 全国計 15団体 ・個別外部監査 県内市町 導入団体なし 全国計 66団体